

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		2 箇所以上の管理の許可
根拠条例・規則等名		医療法（昭和23年7月30日法律205号） 医療法施行規則（昭和23年11月5日厚生省令50号）
条 項		法第12条第2項 施行規則第9条第1項第2項第3項
所 管 部 課		保健衛生局 保健所 保健所管理課（電話：048-840-2207）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場 合はその理 由）	<p>（1）必要な事項が正確に記入され、必要な書類が添付されていること。</p> <p>（2）2箇所以上の医療機関を1人の管理者が管理することは、管理上の責任が増し、原則的に禁止している。2箇所以上の管理によらなければ地域の医療需要を満たし得ない場合や、施設の規模、診療時間からみて2箇所以上を管理しても施設の管理が適正になされる場合等に限られるべきであるが、これらの場合にも、</p> <p>ア それぞれの医療機関における診療日及び診療時間が重複しないこと</p> <p>イ 医療機関相互間の連絡時間、交通事情等において相互の連絡が容易であること</p> <p>ウ 診療補助者による医師法違反の事態を生ずる恐れがないこと、いずれの医療機関においても著しく管理の適正を欠き、又地域住民の利用を阻害する恐れがないこと</p> <p>エ 新たに医療機関を開設する場合は診療科目が少なく、かつ急患又は重患の利用が少ないと見込まれること</p> <p>オ 原則として、いずれの医療機関においても患者を入院させるための施設を有しないこと 等の条件を満たしていること。</p> <p>（3）各医療機関がそれぞれの別の行政庁の所管に属する場合は、現に管理している医療機関の所管庁とも協議すること。</p>
	設定等年月日	平成14年4月1日設定 令和4年1月1日最終改正
標 準 処 理	期 間 （未設定の場 合はその理 由）	5 日

期間	設定等年月日	平成14年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備考		